

ID: 64

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項(第14条第3項において読み替える場合を含む。)
例 規 番 号	昭和47年条例第26号
【根拠条文】 (使用許可) 第6条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公益又は風紀を害するおそれがあるとき。 (2) 営利を目的とするとき。 (3) 施設、設備又はその他の物件を損傷するおそれがあるとき。 (4) 酒宴を伴った行事あるいは集会のために使用しようとするとき。 (5) 市長が特に認める場合を除き、センターを引き続き3日を超えて使用し、又は曜日、日時等を指定して独占的使用を行おうとするとき。 (6) その他市長において、管理上不適当と認めるとき。 2 市長は、センターの使用について、管理上必要があると認めるときは、条件を付し使用を許可することができる。 (管理の代行等) 第14条 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) センターの使用の許可に関する業務 (2) センターの運営に関する業務 (3) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営又は維持管理上市長が必要であると認める業務 3 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第4条第2号、第5条の2第3項、第6条、第8条及び第9条の規定の適用については、第4条第2号中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得た」と、第5条の2第3項中「市長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。	
標準処理期間	1日
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 69

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項
例 規 番 号	昭和47年条例第26号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第11条 市長は、市内の官公署及び各種団体等が使用する場合で、公益上特に必要であると認める場合は、使用料を減免することができる。 2 前項の規定は、前条第1項の利用料金(附属設備等及び駐車場の利用に係る利用料金を除く。)について準用する。この場合において、前項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「公益上特に必要であると認める場合は、使用料」とあるのは「市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たときは、利用料金」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 次のいずれかに該当する場合は、条例第11条の規定により使用料の全部又は一部を減免する。 (1) 全額免除する場合 ア 芦屋市又は教育委員会が青少年(18歳未満の者をいう。以下同じ。)を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする事業として使用するとき。 イ 芦屋市社会教育関係団体の登録に関する規則(昭和52年芦屋市教育委員会規則第4号)第5条の規定により承認された団体(以下「社会教育関係団体」という。)が青少年を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする全市規模以上の事業として使用するとき。 ウ 市長が公益上特に必要と認めたとき。 (2) 使用料の7割の額を免除する場合 社会教育関係団体が青少年を対象にスポーツ、レクリエーションその他青少年育成を主たる目的とする事業として使用するとき。(前号イの場合を除く。) (3) 使用料の3割の額を免除する場合 ア 芦屋市又は教育委員会が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。(第1号アの場合を除く。) イ 社会教育関係団体が社会教育に関する事業のために使用するとき。 ウ 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則(平成22年芦屋市規則第34号)第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のために使用するとき。 エ 市内に所在する国又は他の地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。 オ その他市長が公益上特に必要と認めたとき。 2 前項第2号及び第3号の規定による使用料算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 使用料の減免を受けようとする者は、申請書の該当欄に必要事項を記入するとともに、使	

用者は職員の求めに応じ、社会教育関係団体及び指定団体の承認書を提示しなければならない。

4 第1項各号に該当する使用者が目的外に使用する場合は、加算額を免除する。

標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 70

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	駐車場使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第11条の2第1項		
例 規 番 号	昭和47年条例第26号		
【根拠条文】 (駐車場使用料等の免除) 第11条の2 駐車場の使用料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 国又は地方公共団体及び公共的団体が公務を目的として使用するとき。 (2) その他市長が必要と認めるとき。 2 前項の規定は、第10条の4第1項の利用料金(駐車場の利用に係る利用料金に限る。)について準用する。この場合において、前項中「駐車場の使用料」とあるのは「利用料金」と、「その他市長が必要と認めるとき」とあるのは「市長が定めた基準に該当するときその他市長の承認を得たとき」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定による。 (駐車場使用料の免除) 第7条 条例第11条の2第1項第2号の市長が必要と認めるときは、次に掲げるときとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。 (2) 芦屋市若しくは教育委員会等が主催する行事の講演者又はその関係者が使用する自動車を駐車するとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 71

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例 第12条第1項ただし書		
例 規 番 号	昭和47年条例第26号		
【根拠条文】 (使用料等の返還) 第12条 既に納入した使用料は返還しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第10条の4第1項の利用料金について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用料の還付) 第8条 条例第12条ただし書の規定による既納の使用料は、使用者の責任でない事由によって使用することができないときは還付する。 2 前項の還付を受けようとするものは、使用料還付請求書(様式第5号)に、使用許可書兼領収書を添え市長に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 6 年 4 月 1 日

ID: 473

担当部署: 企画部 国際文化推進室 スポーツ推進課

処分の概要	使用の変更の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第4条第1項(第13条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	令和6年規則第65号		
【根拠条文】 (使用の変更) 第4条 使用者が、センターの使用許可事項を変更するときは、使用日までに芦屋市立体育館・青少年センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号)を添えて市長の許可を受けなければならない。 2 使用許可の変更は、芦屋市立体育館・青少年センター使用変更承認書(様式第4号)による使用変更承認書を交付して行う。この場合、使用料に不足が生じたときは、その不足額を直ちに納入しなければならない。 (指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い) 第13条 条例第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合の第3条、第4条、第6条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、第3条及び第7条のみだし中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「職員」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日